

則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書の提出 各1部
 - ア 参加申込書 (様式1)
- (2) 企画提案書の提出 各正1部 副4部
 - ア 企画提案書（表紙） (様式2)
 - イ 事業者概要書 (様式3)
 - ウ 同種又は類似の業務実績 (様式4)
 - 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修を受託した実績を記載すること。
 - エ 実施体制 (様式5)

研修事業の責任者及び担当者が、新人看護職員が看護技術の要素を獲得できるような研修又は教育担当者等が施設内研修に必要な能力を獲得できるような研修を適切に企画、実施できるように、看護知識・技術、教育に係る知識、組織マネジメントに係る経歴・実績を有していることが分かるように記載すること。

オ 事業計画書 (様式6)

- ① 新人看護職員（病院以外の新人看護職員を含む。）の看護実践能力の基礎形成と、看護専門職業人としての責任・役割の理解が習得されるような研修内容を記載すること。
- ② 新型コロナウイルス対策のため看護学校での現場実習の機会が平常時より減少していることを踏まえ、新人看護職員のリアリティショックへの対応に配慮した研修内容について記載すること。
- ③ 新人看護職員を支える教育担当者等の指導力向上が効果的に達成されるような研修内容を記載すること
- ④ 受講者が参加しやすいような研修スケジュールとすること。
- ⑤ 研修の定員を収容することができる計画を記載すること。併せて収容上限となる定員を示すこと。

カ 感染防止対策 (様式7)

- ① e-ラーニング・オンライン受講の活用等、受講にあたっての感染リスクを軽減する工夫について具体的に示すこと。
- ② 新型コロナウイルス感染症に対する奈良県の対応方針をふまえた感染防止対策を具体的に示すこと。

キ 見積書 (様式8)

(※) 上記ア～キの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（社名、印鑑、ロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはいけません。記載がある場合は、その項目を無効とします。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和5年3月9日（木）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年3月9日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4（1）で示す書類

6 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和5年3月6日（月）の午後4時まで

(2) 質問方法

別紙質問票（様式9）に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）。

連絡先・提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 回答方法

各事業者からの質問については、令和5年3月8日（水）午後4時までに回答内容をホームページ上で公表します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年3月17日（金）の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年3月17日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4（2）で示す書類

8 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者の選定及び審査基準

提出された企画提案書について、「奈良県新人看護職員卒後研修事業委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、別紙1の審査基準に基づき審査を行うものとし、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書の審査については、以下の通りプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は失格とします。

① プレゼンテーション及びヒアリングの日時・場所は以下を予定しています。

日時：令和5年3月23日（木）（予定）

場所：奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟6階）（予定）

なお、時間等詳細については、後日、対象者に対して通知します。

② プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分は1提案者あたり20分（内訳はプレゼンテーション10分、ヒアリング10分）とします。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

併せて、審査の結果をホームページ上で公表します（最優秀提案者以外の応募者名は表示しません。）。

9 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められると

きは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
 - イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、奈良県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - エ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - オ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - カ その他不正な行為があったとき。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により奈良県の承諾を受けなければなりません。この場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとします。
- (10) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」を遵守するものとします。
- (11) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

13 問い合わせ先

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 看護師対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

TEL : 0742-27-8655 (ダイヤルイン)

FAX : 0742-27-7811

E-mail : ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp

新人看護職員卒後研修事業 業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点	基本 点数	評価 係数
		①×②	①	②
1 業務実績 (5点)	① 医療機関や看護職員を対象とした研修に関する実績を豊富に有しているか。	5点	5点	1.0
2 配置予定者の実施体制 (25点)	① 研修責任者及び担当者は、新人看護職員が看護技術の要素を獲得できるような研修を適切に企画、実施する看護知識・技術を豊富に有しているか。	10点	5点	2.0
	② 研修責任者及び担当者は、教育担当者等が院内研修に必要な能力を獲得できるような研修を適切に企画、実施する教育体制に関する知識を豊富に有しているか。	10点	5点	2.0
	③ 研修責任者及び担当者は、新人看護職員の教育体制の構築等、組織マネジメントに携わった経歴を豊富に有しているか。	5点	5点	1.0
3 事業理解 (40点)	① 新人看護職員（病院以外の新人看護職員を含む。）の看護実践能力の基礎形成と、看護専門職業人としての責任・役割の理解が習得されるような研修内容となっているか。	15点	5点	3.0
	② 新型コロナウイルス対策のため看護学校での現場実習の機会が平常時より減少している状況を踏まえ、新人看護職員のリアリティショックへの対応に配慮した内容となっているか。	15点	5点	3.0
	③ 新人看護職員を支える教育担当者等の指導力向上が効果的に達成されるような研修内容となっているか。	10点	5点	2.0
4 スケジュール (5点)	① 受講者が参加しやすいような研修スケジュールとなっているか。	5点	5点	1.0
5 受講環境等及び感染防止対策 (5点)	① e-ラーニング・オンライン受講の活用等、受講にあたっての感染リスクを軽減した実施体制であるか。 ② 新型コロナウイルス感染症に対する県の対応方針をふまえた感染防止対策がとられているか。	5点	5点	1.0
6 個人情報保護等情報管理体制 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 ② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。	10点	5点	2.0
7 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10点		
合 計		100点		

- ・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査（評価）	配点
極めて高い（極めて良好）	5
高い（良好）	4
中位（普通）	3
やや低い（やや不十分）	2
低い（不十分）	1

<別紙2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。